平成２２年（フ）第２３１７号
名古屋市瑞穂区萩山町３丁目44番地の４
債務者　井藤　伸枝
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　和義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県南あわじ市湊1093番地96　出嶋団地６号
債務者　倉本加代子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井伊久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４０号
岩手県釜石市中妻町２丁目４番９号　福寿荘20
債務者　三國　恭嗣
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第１２９号
岐阜県大垣市中野町５丁目464番地　アメニティハウスオガワB103
債務者　齊藤　達明
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
奈良県橿原市新口町16番地の41
債務者　佐々木美幸
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
奈良県北葛城郡王寺町明神２丁目５番12号
債務者　關　日出夫
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
奈良県大和高田市内本町１番１号
債務者　大畑左枝子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
奈良県大和高田市大字大谷229番地
債務者　藤村　五郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目11番13―501号
債務者　川名　良典
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目３番73号
債務者　杉本　光男
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺103番地の23
債務者　末廣久美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
奈良県大和高田市大字出22番地　１号棟209号
債務者　巽　千恵美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１６２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目17番２号　クランツ102号
債務者　押田　　馨
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５２号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート２棟1006号
債務者　会田　義信
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７３号
神奈川県海老名市社家983番地の５
債務者　海老原朋美（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３１号
川崎市多摩区登戸1998番地１　スタープラザ向ヶ丘遊園715
債務者　小山内洋子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係